

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGAドン・キホーテ水口店 甲賀市水口町北泉一丁目30番地
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
  - (1) 騒音・振動・悪臭・粉じん・濁水等の発生防止策を講じること。また、このような事象が発生した場合は早急に対策を講じるとともに、周辺住民への説明等、必要な対応を行うこと。
  - (2) 施工に係る作業内容を確認し、必要に応じて環境関連法令に基づく届出等を行うこと。
  - (3) 廃棄物対策計画の一般廃棄物（紙類・厨芥・廃プラ）については、可能な限り分別し資源化を図り、焼却処理量を低減すること。廃棄物は可能な限り資源化に努め、焼却処理量を低減すること。また、生ごみの保管期間は、気候状況に応じて配慮すること。
  - (4) 24時間営業を行う場合は、駐車場の防犯灯を増設する等、防犯対策について検討すること。
  - (5) 当該事業に起因して、市道を損傷した場合には、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定に基づく承認を得て、事業者にて修繕を行うこと。
  - (6) 青少年の健全育成に影響が出ないように対策等を検討すること。
  - (7) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応すること。
  - (8) 雇用については、地元での積極的な採用の配慮をお願いする。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
  - (2) 縦覧期間 令和元年9月6日から令和元年10月7日まで